

証券コード：401A
(発信日) 2026年4月7日
(電子提供措置の開始日) 2026年4月1日

投資主各位

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞ヶ関ホテルリート投資法人
執行役員 佐藤 正 弥

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、その場合はお手数ながら後記投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2026年4月22日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、現行規約第42条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日ご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、現行規約第42条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第42条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれ

か早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
- (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第2回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。また、本投資主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人のウェブサイト

<https://kasumigaseki-hotel-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時：2026年4月23日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所：東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞が関コモンゲート西館37階 霞山会館 霞山の間
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

- ◎ ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎ 電子提供措置事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、上記の本投資法人のウェブサイト及び東証のウェブサイトに、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社である霞ヶ関リートアドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」及び「信用金庫法」に基づく出資を行う必要があることから、かかる出資を投資対象に含めていますが、その趣旨を明確化するものです（変更案第11条第3項関連）。
- (2) 2026年4月1日付で一般社団法人日本投資顧問業協会及び一般社団法人投資信託協会が合併し、新たに「一般社団法人資産運用業協会」が発足することに伴い、字句の修正等の所要の変更を行うものです（変更案第16条、第18条第10号、第25条第2項第1号及び第28条）。
- (3) 上記のほか、本投資法人の第1期営業期間の終了に伴い不要となった規定の削除、字句の修正及び条数の整備並びに誤記の訂正等の所要の変更を行うものです（変更案第24条、第25条第1項第2号、第35条第2項、同条第6項、第36条、第41条第2項第1号、第45条、第47条第2項、第52条及び別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 1. 報酬体系(1)）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～2. （省略）</p> <p>3. 本投資法人は、必要がある場合には、不動産等又は不動産対応証券への投資に付随して以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>①～⑨（省略）</p> <p>4. （省略）</p>	<p>第11条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～2. （現行どおり）</p> <p>3. 本投資法人は、必要がある場合には、不動産等若しくは不動産対応証券への投資に付随して又は借入れにあたり、<u>取得が必要又は有用と認められる以下</u>に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>①～⑨（現行どおり）</p> <p>4. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第16条（資産評価の原則） 本投資法人は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）が定める不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則その他の諸規則並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って運用資産を評価する。運用資産の評価に際しては、評価結果の信頼性を確保するために、継続性の原則を遵守して、投資主の利益のために慎重かつ忠実にかかる業務を行うものとする。</p>	<p>第16条（資産評価の原則） 本投資法人は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）、一般社団法人資産運用業協会（以下「資産運用業協会」という。）が定める不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則その他の諸規則並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って運用資産を評価する。運用資産の評価に際しては、評価結果の信頼性を確保するために、継続性の原則を遵守して、投資主の利益のために慎重かつ忠実にかかる業務を行うものとする。</p>
<p>第18条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1)～(9)（省略） (10) その他 上記に定めがない場合は、当該資産の種類ごとに、<u>投資信託協会</u>の評価基準又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p>	<p>第18条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1)～(9)（現行どおり） (10) その他 上記に定めがない場合は、当該資産の種類ごとに、<u>資産運用業協会</u>の評価基準又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p>
<p>第24条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。ただし、<u>第1期の営業期間は、本投資法人成立の日から2026年1月末日までとする。</u></p>	<p>第24条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>
<p>第25条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 1. 投資主に分配する金銭の総額の計算方法 (1)（省略）</p>	<p>第25条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 1. 投資主に分配する金銭の総額の計算方法 (1)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「<u>配当可能利益の額</u>」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えて分配するものとする。なお、本投資法人は運用資産の維持若しくは価値向上、又は安定的な分配の維持のために必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金、買換特例圧縮積立金、一時差異等調整積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び資産運用の基本方針に基づき運用を行うものとする。</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配</p> <p>(1) 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場、不動産投資信託証券市場等の動向若しくは本投資法人による資産取得及び資金調達に及ぼす影響等が1口当たり分配金額に及ぼす影響等を勘案し、本投資法人が適切と判断した場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合は、法令等（<u>投資信託協会</u>の規則等を含む。）に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えて分配するものとする。なお、本投資法人は運用資産の維持若しくは価値向上、又は安定的な分配の維持のために必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金、買換特例圧縮積立金、一時差異等調整積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び資産運用の基本方針に基づき運用を行うものとする。</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配</p> <p>(1) 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場、不動産投資信託証券市場等の動向若しくは本投資法人による資産取得及び資金調達に及ぼす影響等を勘案し、本投資法人が適切と判断した場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合は、法令等（<u>資産運用業協会</u>の規則等を含む。）に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第28条（<u>投資信託協会規則</u>） 本投資法人は、本規約に定めるほか、金銭の分配にあたっては、<u>投資信託協会</u>の定める諸規則に従うものとする。</p>	<p>第28条（<u>資産運用業協会規則</u>） 本投資法人は、本規約に定めるほか、金銭の分配にあたっては、<u>資産運用業協会</u>の定める諸規則に従うものとする。</p>
<p>第35条（投資主総会の招集） 1. （省略） 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員がこれを招集するものとし、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上<u>上</u>の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。 3. ～5. （省略） 6. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち<u>内閣府令</u>で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>第35条（投資主総会の招集） 1. （現行どおり） 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員がこれを招集するものとし、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。 3. ～5. （現行どおり） 6. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち<u>投信法施行規則</u>で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第36条（投資主総会議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名以上<u>上</u>の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれに当たる。全ての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれに当たる。</p>	<p>第36条（投資主総会議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれに当たる。全ての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれに当たる。</p>
<p>第41条（投資主総会の決議の方法） 1. （省略） 2. 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる投資主総会の決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。 (1) 投信法第104条第1項に定める役員（第20条に定義する。）の解任に関する決議 (2)～(3)（省略）</p>	<p>第41条（投資主総会の決議の方法） 1. （現行どおり） 2. 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる投資主総会の決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。 (1) 投信法第104条第1項に定める役員（第45条に定義する。）の解任に関する決議 (2)～(3)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第45条（役員を選任） 執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は、投資主総会の決議によって選任する。<u>ただし、法令の規定により設立に際して役員となる設立時役員はこの限りでない。</u></p>	<p>第45条（役員を選任） 執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は、投資主総会の決議によって選任する。</p>
<p>第47条（役員会招集者及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （省略） 2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名<u>以上</u>の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、議長となる。全ての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員の1名が議長となる。 3. （省略） 	<p>第47条（役員会招集者及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行どおり） 2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、議長となる。全ての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員の1名が議長となる。 3. （現行どおり）
<p>第52条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。<u>ただし、法令の規定により、設立に際して会計監査人となる設立時会計監査人はこの限りでない。</u></p>	<p>第52条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。</p>
<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 報酬体系 本投資法人は、資産運用会社に対する資産運用報酬として、運用報酬（運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲから構成されるものとする。）、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬を支払うものとし、詳細は以下のとおりとする。ただし、運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲの合計額は、運用報酬の計算対象たる営業期間の決算期における本投資法人の貸借対照表に記載された総資産額に0.65%（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額を上限とする。 	<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 報酬体系 本投資法人は、資産運用会社に対する資産運用報酬として、運用報酬（運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲから構成されるものとする。）、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬を支払うものとし、詳細は以下のとおりとする。ただし、運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲの合計額は、運用報酬の計算対象たる営業期間の決算期における本投資法人の貸借対照表に記載された総資産額に0.65%（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額を上限とする。

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 運用報酬 I 各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、0.50%（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満切捨て）を運用報酬 I とする。 <u>ただし、本投資法人の設立後最初の営業期間の運用報酬 I については、当該営業期間中に本投資法人が取得した不動産等の取得価格に0.50%（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じ、当該不動産等の取得日から第1期営業期間の末日までの実日数で日割計算をした金額（1円未満切捨て）とする。</u></p> <p>(2)～(6)（省略） 2.（省略）</p>	<p>(1) 運用報酬 I 各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、0.50%（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満切捨て）を運用報酬 I とする。</p> <p>(2)～(6)（現行どおり） 2.（現行どおり）</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員佐藤正弥から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第46条第1項第1文但書の規定を適用し、就任する2026年4月23日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案は、2026年3月19日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人の 投資口数
さとうまさや 佐藤正弥 (1977年12月15日)	2000年4月	株式会社丸井	—
	2003年11月	株式会社谷澤総合鑑定所	
	2007年11月	モルガン・スタンレー証券株式会社	
	2008年3月	グロブナー・ファンド・マネジメン ト・ジャパン・リミテッド	
	2012年6月	ダイヤモンド・リアルティ・マネジメ ント株式会社 投資戦略部	
	2021年4月	同社 リート事業部 ディレクター	
	2023年9月	霞ヶ関キャピタル株式会社 執行役員 REIT準備室長	
	2023年12月	霞ヶ関リートアドバイザーズ株式会社 代表取締役社長（現任）	
	2025年4月	本投資法人 執行役員（現任）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している霞ヶ関リートアドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。

上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2026年4月23日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、現行規約第46条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、2026年3月19日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人の 投資口数
はた い ひろ ゆき 畠 井 宏 之 (1981年2月10日)	2003年4月 2007年9月 2010年10月 2020年4月 2024年9月 2025年2月 2025年3月	パナホーム株式会社 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社 投資運用部 シニアマネージャー ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社 ファンド運用部 同社 ファンド事業本部 ファンド運用部長 霞ヶ関キャピタル株式会社 Hospitality and Culture Division Director 霞ヶ関リートアドバイザーズ株式会社 投資運用部 担当部長 同社 取締役投資運用部長 (現任)	—

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している霞ヶ関リートアドバイザーズ株式会社の取締役投資運用部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険の被保険者に含まれること

となります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員門倉洋平及び高橋可奈の両氏から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第46条第1項第1文但書の規定を適用し、就任する2026年4月23日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人の 投資口数
1	かど くら よう へい 門 倉 洋 平 (1981年8月19日)	2004年10月	新日本監査法人	—
		2014年1月	AZX総合法律事務所	
		2014年11月	東京桜橋法律事務所	
		2016年9月	S & Nパートナーズ法律会計事務所 設立 代表パートナー	
		2017年6月	弁護士法人S & Nパートナーズ 法律会計事務所 設立 代表パートナー (現任)	
		2022年1月	株式会社テオラップジャパン 監査役 (現任)	
		2022年6月	株式会社横浜食品サービス 監 査役 (現任)	
		2025年4月 2025年6月	本投資法人 監督役員 (現任) ワイエスフード株式会社 (現 Trailhead Global Holdings 株 式会社) 社外監査役 (現任)	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人の 投資口数
2	たか はし か な 高橋可奈 (1984年3月12日)	2007年9月	弁護士登録	—
		2007年9月	森・濱田松本法律事務所 入所	
		2011年1月	三井不動産投資顧問株式会社 出向	
		2014年5月	ニューヨーク大学ロースクール (LL.M.) 修了	
		2016年5月	ニューヨーク州弁護士登録	
		2016年8月	中外製薬株式会社 入社	
		2018年11月	ひふみ総合法律事務所 (現任)	
		2022年4月	ホワイトエッセンス株式会社 社外監査役	
		2022年10月	matsuri technologies株式会社 社外監査役 (現任)	
		2024年5月	バリオセキュア株式会社 取締役 監査等委員 (現任)	
		2024年11月	カナディアン・ソーラー・イン フラ投資法人 監督役員 (現 任)	
		2025年3月	株式会社レナタス 取締役監査 等委員 (現任)	
		2025年4月	本投資法人 監督役員 (現任)	

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者両名が監督役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第42条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続きに基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、現行規約第42条第3項が適用される上記第2号議案から第4号議案までの各議案につきましては、2026年3月19日現在、同項所定の要件を満たす少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておりません。2026年3月19日から2週間以内に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人のウェブサイト (<https://kasumigaseki-hotel-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>) に掲載いたします。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
霞が関コモンゲート西館37階 霞山会館 霞山の間
電話 03-3581-0401



交通のご案内

東京メトロ銀座線	「虎ノ門」駅	(11番出口)	徒歩 1分
東京メトロ千代田線	「霞ヶ関」駅	(A13番出口)	徒歩 5分
東京メトロ日比谷線	「霞ヶ関」駅	(A13番出口)	徒歩 5分
東京メトロ丸ノ内線	「霞ヶ関」駅	(A13番出口)	徒歩 5分

お願い

- 駐車場のご準備はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。